

『春秋左氏伝』の引詩による『毛詩』注釈への影響

—— 引詩者による詩句の解釈と毛伝との関連を中心に ——

吉 田 健 一

はじめに

『毛詩』の注釈の中で代表的なものは、前漢の毛公（毛亨と毛萇という二人の魯の人物とも言われる）による伝、後漢の鄭玄による箋、唐の孔穎達による疏である。この毛伝・鄭箋・孔疏という注釈体系が古注の中で最も高い権威を誇っていた。他に、『毛詩』においては各詩篇の前に序（詩序、小序とも言う）が置かれている。後漢の衛宏の作とも言われる序も詩篇の注釈の性格を有している。『毛詩』を伝、箋、疏それぞれに序とともに読んでいくと、これらの中に牽強付会ともいふべき無理な解釈が含まれていることに気付く。

この『毛詩』が我が国に伝えられた後、いくつもの注釈がなされた。それらの中で、最もオーソドックスな注釈書の一つに室町時代の抄物である清原宣賢の『毛詩抄』がある。これは『毛詩』の古注である毛伝・鄭箋・孔疏に基づきつつ、朱意による新注にも目配りし、できるだけ詩篇の内容を正確に読み取るうとしている。だが、時に牽強付会とも思える解釈や言わずもがなの付記が見られることがある。そのよ

うな解釈や付記は毛伝・鄭箋・孔疏の記述を引き写したものであることが多い。

つまり、毛伝・鄭箋・孔疏の中には詩篇の解釈を歪める要素を持っているのだろうか。『毛詩』の注釈である毛伝・鄭箋・孔疏を作成するに当たり、当時見ることのできた多くの文献が参照された。その一つが、「詩」を数多く引用したことで知られる『春秋左氏伝』（以下、『左伝』）と言う。ただし、論文等を引用する際は当該論文等の表記に従うのである。『左伝』の中で「詩」の中のある詩句を引用するに際し、引用者は詩句に自分なりの解釈を加えることがある。この解釈（詩句の内容に沿った解釈もあるし、そうでない強引な解釈もある）が毛伝・序や鄭箋それに孔疏などに取り込まれた結果、これらを歪めたものにしてしまい、ひいては日本の室町時代の抄物である『毛詩抄』の解釈にも影響を及ぼすのである。

この論文では、

『毛詩』の詩句の本来の意味↓『左伝』における引用者解釈↓『毛詩』の伝

の流れをいくつかの例を挙げて追うことにより、『左伝』における「詩」の引用者解釈が『毛詩』の注釈の基礎をなす毛伝に影響を与えたことを明らかにする。また、日本の『毛詩』注釈のひとつである『毛詩抄』にも影響を及ぼしたことに言及する。

一、『左伝』の記事と『毛詩』注釈との関係

『左伝』と「詩」との関係という点、『左伝』による「詩」の中の詩篇・詩句の利用ということに注目しがちであるが、逆に、詩篇・詩句に注釈を付ける際に『左伝』の記事を参照することもあった。『左伝』の記事と「詩」を現代まで伝えた『毛詩』の注釈との関係で最も明瞭なのが、「詩」の中のある詩篇が作られた事情を述べる『左伝』の記事と詩篇の注釈の性格を有する詩序との関係である。

たとえば、『左伝』隠公三(前七二〇)年に、「衛莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜。美而無子、衛人所爲賦碩人也」という記事があるが、これは『毛詩』国風・衛風・碩人篇の序に、「碩人、閔莊姜也。莊公惑於嬖妾、使驕上僭。莊姜賢而不荅、終以無子、國人閔而憂之」という形で採録されている。『左伝』の記事と詩序との間にこのような関連があることについては、夙に指摘がなされており、たとえば清末の崔述の『讀風偶識』(卷之一)^③に「詩序好取左傳之事附會之。蓋三家之詩、其出也早、左傳尚未甚行、但本其師所傳爲說。毛詩之出也晚、左傳已行於世、故得以取牽合之」とあり、詩序は『左伝』の記事を取りこれに付会するのを好んだとしている。

『左伝』の記事と『毛詩』注釈との関係について、布村清太郎氏は

『左伝』の文と毛伝、鄭箋及び詩序との類似性を指摘している。^④『左伝』の記事と毛伝との関連性については、襄公四(前五六九)年、魯の穆叔が晋を訪れ、晋侯が宴を催した際に、穆叔が宴の中で奏された小雅の鹿鳴、四牡、皇皇者華に対して思う所を述べる『左伝』の文に、小雅・鹿鳴之什・皇皇者華篇の第二章の毛伝「忠信爲周。訪問於善爲諮。諮事爲諷」、第三章の毛伝「諮事之難易爲謀」、第四章の毛伝「諮禮義所宜爲度」及び第五章の毛伝「親戚之謀爲詢」の元になった表現があると述べている。このほか、昭公二八(前五二四)年の晋の成鯨による発話内容が大雅・皇矣篇第四章の毛伝及び鄭箋にほとんどそのまま採られていること及び『左伝』の記事に詩序と符合する例があることを述べている。

『詩経』の中の、征役に従事している兵士に関する一群の詩に着目して毛伝の訓詁態度を論じたものに、數敏裕氏の一連の論稿がある。それらのうち、「『詩経』征役詩解釈から見た『毛傳』の訓詁態度」^⑤は、毛伝の征役詩についての訓詁が純粹な訓詁学的立場に立ってなされたのではなく、ある種の政治的立場に基づく主張を含んでいるとする。數氏は、対象とする詩句の解釈が原義的解釈ではどうなるか、毛伝ではどのように解釈しているかを比較検討した上で、更に当該詩篇が毛伝以外の文献ではどのような意味で引用されているかを調べ、毛伝のみが特異な解釈をしていることを論証するという手法をとっている。

この論文の中で取り上げているのは、国風・唐風・鴉羽篇と小雅・鹿鳴之什・四牡篇、同じく鹿鳴之什の采薇篇である。まず、鴉羽篇について言えば、數氏があげているこの詩篇の全三章のうち、第一章は「肅肅鴉羽 集于苞栩 王事靡盬 不能蓺稷黍 父母何怙 悠悠蒼天

「曷其有所」であり、それに対する藪氏の現代日本語訳は「肅肅と鵠が飛び、苞栩に集う。征役が止まず、稷黍を植えることもできない。父母はいつたい何を頼りにすればいいのか、ああ悠々たる蒼天よ、我々の安住の地はあるのか」となっている。藪氏によれば、この詩篇は従軍の辛苦を詠んだ詩ということになる。詩篇・詩句の原義的解釈を重視する『新釈漢文大系』の『詩経 中』における鵠羽篇の解釈（牧角悦子執筆⁶）も、「シユクシユクと羽音をたてて鵠の鳥は、くぬぎのしげみに降りたち集う。王の征役は止むことなく、私は（故郷に帰って）稷黍を植えることもできない。（稷黍がとれなければ）父母は何を食べて生きてゆけばよいのだ。はるかなる青い空よ、天よ、いつたいいつになつたら、（この戦役は）おわりを告げるのだ」としており、出征の苦しさを嘆き、戦役が早く収束するようにと祈願する詩と受け止めている。

鵠羽篇第一章の第三句「王事靡盬」について、藪氏は前漢桓寬の『塩鉄論』執務篇がこの鵠羽篇の「王事靡盬 不能蓺稷黍 父母何怙」を引いて「王事盥^やまず、稷黍を蓺^ううるあたはず、父母何をか怙^{たの}まん」と読み、激しい任務に苦しみなげく句として引用して、反戦論の拠り所とするのに対し、毛伝は「盥、不攻緻也⁷」と注し、「私には王事が差し迫っているのでこれをしっかりとしないわけにはいかない。」すなわち「王事はゆるがせにすることはできない」と捉えているとする⁸。さらに、藪氏は『塩鉄論』のほかに『韓詩外傳』をあげ、両者に出てくる「王事靡盬」は「勞苦が絶えない」の意味で使われているのに対し、毛伝の解釈のみが原義的解釈や漢代の文献における解釈と違って、反戦的な意味を軽減する方向に解釈しているとする。

小雅・鹿鳴之什・四牡篇及び采薇篇についても、唐風・鵠羽篇を解釈したのと同じ手法で検討を加えている。これらのうち注目すべきは、四牡篇第二章「四牡騤騤 嘽嘽駘馬 豈不懷歸 王事靡盬 不遑啓處」の中の「王事靡盬 不遑啓處」が『左伝』襄公二十九年において子展によって引用され、引用の中で「王事靡盬」は、毛伝と同じく、「王事はなかがしろにできない」、つまり王事である征役は重要な任務であると理解されていると指摘していることである。さらに藪氏は「王事靡盬」が出てくる『韓詩外傳』及び『潜夫論』を検討し、両者の中の「王事靡盬」は「王事が続き止まない」という原義的解釈とほぼ同じ意味で理解されていると指摘する。その上で、「したがって、成立に問題のある『春秋左氏傳』を除くと、四牡篇は先秦の原義的解釈においても、また漢代の『韓詩外傳』や『潜夫論』においても従軍の辛苦を詠んだ詩ということになるが、『毛傳』だけはこれを征役が重要な任務であることをいう詩と解釈している」と結論づけている⁹。

藪氏の指摘は首肯できるものであるが、『春秋左氏傳』を除くとした部分については、疑問が残る。氏はその理由として論文の注で、『左氏傳』は現行のものがすべて先秦から存在したとは考えられない。戦国時代に伝えられていた各国資料を編集して漢代に新たに編纂されたと考えられる。」とする。確かに『左伝』には各国資料の寄せ集めという一面があることは否定できない。しかし、毛伝には『左伝』の記事またはその源泉となる資料を見て書いたと思われる箇所が前述の布村清太郎氏の論文が指摘する例をはじめいくつも見られる¹⁰。つまり、『左伝』全体についてはもう少し検討する必要があるにせよ、『左伝』と毛伝との間にはやはり密接な関係があるのではないだろうか。以下、

『左伝』と毛伝の関わりを詳しく検討したい。

二、詩句本来の意味、『左伝』における引用者解釈、 毛伝の関連についての具体例

毛伝には詩篇・詩句の原義的解釈とは異なる一種の政治的な主張が認められるものがあることは、藪敏裕氏の一連の論稿が述べている通りである。藪氏はまた、漢代の文献の中で、原義的解釈を離れ、毛伝と同じ傾向の解釈をするのは『左伝』における「詩」の引用箇所中の引用者解釈だけであると指摘する。だが、そのように指摘するものの、『左伝』は成立に問題があるとし、『左伝』に毛伝の先行文献としての位置を与えていない。

しかしながら、前述の通り、毛伝には『左伝』を参照したと認められる記述があることから、毛伝の作者が『左伝』を参照した可能性は高い。毛伝の作者が「詩」の原義的解釈から離れて独自の主張をしようとする場合、「詩」の原義的解釈から離れることの多い『左伝』の引詩箇所中の解釈を積極的に取り入れたことが想定される。『左伝』中の「詩」の引用者解釈は毛伝以降の鄭箋、詩序、孔疏にも影響を与え、更には、日本における『毛詩』解釈の一つである『毛詩抄』にも影響を及ぼしていると思われる。

以下、具体例をあげて、『左伝』によって引用された詩句の本来の意味はどのようなものか、それを『左伝』における「詩」の引用者はどのように解釈したか、その解釈が『毛詩』注釈の大宗である毛伝にどのように取り入れられたかを見てゆきたい。必要に応じ、鄭箋、孔疏に言及することがある。記述の仕方としては、おおむね①詩句とそ

の原義的解釈、②『左伝』にどのように引用されたか、③毛伝への反映、の順とする。詩句をとりあげる順番は『毛詩』における登場順とする。適宜、傍線を付す。

その一 国風・周南・卷耳篇第一章「嗟我懷人 寘彼周行」(嗟、我人を懷ひて 彼の周行に寘く)の毛伝と『左伝』襄公一五(前五五八)年の君子による引用との関係。特に、「周行」の解釈について。

①卷耳篇第一章の詩句とその原義的解釈

采采卷耳 不盈傾筐

嗟我懷人 寘彼周行

『新釈漢文大系』の『詩経 上』卷耳篇(牧角悦子執筆)の「通釈」によれば、この意味は「ハコベ菜は、つんでもつんでも傾筐に満たず。ああ我彼の人を懐いつつ、道の辺におく」ということである。出征中の男の無事を祈願して女が傾筐(かご)にハコベ草をつみ、それを道の隅に置くのである。この道は周の征役にかり出された男が行った道でもある。「語釈」では「周行」を「周の国道」と説明している。

②『左伝』襄公一五年の君子による引用

楚公子午爲令尹、公子罷戎爲右尹、……養由基爲宮廐尹、以安靖國人。君子謂、楚於是乎能官人。官人、國之急也。能官人、則民無覲心。詩云、嗟我懷人、寘彼周行。能官人也。王及公侯伯子男甸采衛大夫、各居其列所謂周行也。

これは楚の国が適材適所の人事配置を行ったことへの君子の論評である。君子は「楚は人物に官職を与えるのが上手だ。人に官職を分け

与えることは国家の急務である。人々に官職をうまく与えれば、民は分を超えた望みを抱かない。詩に以下のように言っている」と前置きした上で、「嗟我懷人 眞彼周行」という国風・周南・卷耳篇の第一章を引用する。このあとで、「官職の任命を上手に行うことなのだ。王及び公、侯、伯、子、男、甸、采、衛の位を持つ方々と諸侯の大夫がおのおのその官列にあるのは、いわゆる『周の官列』に置かれているということだ」と、自分なりの解釈を述べている。君子の解釈で注目すべきは、「周行」という詩句をその原義的な意味と思われる「周へ行くこと」とか「周都への道」ではなく、「周の官列」（周は周の朝廷、行は官職の列位）と解釈していることである。

③毛伝への反映

「嗟我懷人 眞彼周行」の毛伝と鄭箋は次の通りである。

〈傳〉懷。思。眞。置。行。列也。思君子官賢人、置周之列位。

〈箋〉箋云、周之列位、謂朝廷臣也。

毛伝はまず「懷は思ふ。眞は置く。行は列なり」と文字の説明をした後で、「嗟我懷人 眞彼周行」全体の意味は「君子が賢人を官僚とし、周の列位に置かんことを思ふ」であるとす。伝のこの説明は『左伝』襄公一五年の君子による引用中の解釈と基本的に同じである。また、鄭箋も君子の解釈の範囲内に収まっている。

卷耳篇第一章を原義に従って解釈すれば、征役に取られた男性の無事を祈って女性がハコベ草を摘み、それを周都に通じる道（それは征役に赴く道でもある）に供えるという、我が国の古代歌謡になぞらえれば防人の妻の歌に相当する詩篇なのであるが、引用者である君子は「周行」という詩句を周の朝廷の官人の列位と解釈してしまう。毛

伝の作者はこの引用者解釈を取り込み、国家の運営においては官人の任用を適切に行うことが重要であるという政治的な主張を含んだ注釈（伝）を作ったのである。本来は庶民レベルの詩篇であった卷耳篇を為政者レベルの詩篇に読み換えたと言ってもよい。

その二 小雅・鹿鳴之什・出車篇第四章「豈不懷歸 畏此簡書」（豈に歸るを懷はざらんや 此の簡書を畏るればなり）の毛伝と『左伝』閔公元（前六六一）年の齊の管敬仲による引用との関係。特に、「簡書」の解釈について。

①小雅・鹿鳴之什・出車篇第四章の詩句とその原義的解釈

昔我往矣 黍稷方華

今我來思 雨雪載塗

王事多難 不遑啓居

豈不懷歸 畏此簡書

『新釈漢文大系』の『詩経 中』出車篇（福本郁子執筆）の「通釈」はこの部分を「以前、この地に來りし時は、黍稷花咲く季節であった。再びこの地に着いた今、雪降り積もる季節となつてしまった。征役は難多く、休む暇すらない。歸るを思わぬわけではないが、盟書に綴りし誓いには背けぬ。」と訳している。「畏此簡書」の「畏」については、「心から服従する」意と解している。「簡書」については、「獵狁征伐の目的で列国間で交わされた」盟書、すなわち列国同士協力し合つて獵狁を征伐しようという誓約書と捉えている。

基本的に原義に沿つた解釈と思われるが、「簡書」の理解には疑問がある。確かに部隊長クラスであれば、故郷に帰りたいが列国間の盟

約に背くわけにはいかないという感慨も湧くと思われるが、この詩の作者はもつと下の階層の人物、すなわち征役にかり出された、わが国で言えば防人クラスの壮丁ではないだろうか。

先にあげた藪敏裕氏の論文〔『詩経』征役詩解釈から見た『毛傳』の訓詁態度〕には小雅・鹿鳴之什・四牡篇の第一章にある「四牡駢駢周道倭遲 豈不懷歸 王事靡盬 我心傷悲」が取り上げられている。これも作者は我が国で言えば防人クラスの人物であり、内容も出車篇と四牡篇には共通性がある。ふたつの詩篇に出てくる「王事」は王の命令による強制的な征役であり、「豈不懷歸」はどうして征役地から故郷へ帰ることを思わないでおられようか、という意味である。だが、出車篇の作者は「簡書」に服従しているので征役地にとどまっている

と言う。このように考えると、出車篇の「簡書」というのは竹簡あるいは木簡に書かれた王の出征命令と解するのが自然であると思われる。後述する清原宣賢『毛詩抄』にも「天子の簡書の命」とあり、簡に書かれた王の出征命令と解している。

②『左伝』閔公元年の斉の管敬仲による引用

狄人伐邢。管敬仲言於齊侯曰、戎狄豺狼、不可厭也。諸夏親暱、不可棄也。宴安酖毒、不可懷也。詩云、豈不懷歸。畏此簡書。簡書、同惡相恤之謂也。請救邢以從簡書。齊人救邢。

この話の内容は、えびすである狄が斉とおなじく中華の諸侯である邢に侵入したので、邢の近隣の国が簡に書いた急を告げる文書を斉に送って来たのである。斉の宰相である管敬仲が齊侯に出車篇第四章の「豈不懷歸 畏此簡書」を引用して働きかけ、斉は救援のために出動したのであった。

楊伯峻編著『春秋左傳注(修訂本)』⁽¹²⁾は、「簡書」を「書於一片竹

簡之文字、此指告急文書」(一枚の竹簡に書かれた文字、ここでは急を告げる文書を指す)とし、「簡書、同惡相恤之謂也」に「告急文書、意義在於一國有惡、他國亦同以爲惡、是同惡也。一國有急難、他國同以爲憂而往救之、是相恤也。恤、憂也、救也。此釋簡書之意義與作用」(急を告げる文書である。意味は、一國に悪いことが起こると、他国もまた同じく悪い状態になる。これが、悪い状態を同じくするということである。一國に急難があれば、他国も心配してこれを救いに行くのが、互いに恤(うれ)えるということである。恤(うれ)えるというのは、憂えるであり、救うことである。これが簡書の意味と働きについての説明である)という注をつけている。新釈漢文大系の『春秋左氏伝 一』も「簡書」を「告げぶみ。隣国が急難の場合に告げて救いを求める文書。簡は単札(一枚の竹のふだ)で、急を知らせるために簡単に認めて出すもの。後世の羽檄の類」と解説している。

この救援要請の告げぶみを受けた以上、大国である斉の面子にかけて救援に駆け付けましょうと管敬仲は齊侯を説得したのである。前述の通り出車篇の「簡書」は簡に書かれた王の出征命令と捉えるのが原義に沿った解釈なのであるが、管敬仲は自分の主張を根拠づけるために出車篇の「簡書」に「簡に書かれた救援要請の告げぶみ」という、自分の主張にとって都合のよい解釈を与えたのである。

③毛伝への反映

出車篇第四章「豈不懷歸 畏此簡書」に付けられた毛伝は次の通りである。

〈傳〉簡書、戒命也。隣國有急、以簡書相告、則奔命救之。(この

簡所、鄭箋なし）

ここに次の通り疏が付けられている。

〔疏〕古者無紙、有事書之於簡、謂之簡書。以相戒、命之救急、故云戒命。知隣國有難、以簡書相告者、閔元年左傳引此詩乃云、簡書、同惡相恤之謂也。言同患於彼、共相憂念、故奔命相救。得彼告、則奔赴其命、救之。成七年左傳曰、子重奔命。是也。

伝の「簡書、戒命也」がやや分かりにくいのが、疏は「以相戒、命之救急、故云戒命」と説明している。「戒」にも「命」にも「告げる」の意味があるので、隣国に急な事態が起きたことを知ったときには、竹簡あるいは木簡に書いた文書で他の国に急を告げることを言っていると思われる。「以相戒、命之救急、故云戒命」は「以て相戒^{あひ}げ、之に急を救ふを命ぐ。故に戒命と云ふ」と訓むことができる。次の、「隣國有急、以簡書相告、則奔命救之」は、「隣国に急有らば、簡書を以て相告げ、即ち奔命して之を救ふ」と訓むと思われる。

まとめると、毛伝は「簡書」とは隣国に急な事態が起きたことを知った国が簡（竹簡、木簡）に書いて他国に出す告げぶみであると言っているのだから、毛伝は「簡書」とは隣国に急な事態が起きたことを知った国が簡（竹簡、木簡）に書いて他国に出す告げぶみであると言っているのだから、これは、『左伝』閔公元年における管敬仲の考えに一致している。管敬仲は外国から救援を要請する知らせがあつた場合は、国家の体面にかけて、急いで救援に赴かなければならないと考えて、我が国の防人の歌に相当する出車篇を取って国家主義的な内容を含んだ詩であると解釈した上で引用したのだ。毛伝の作者も管敬仲と考えを共有する面があり、「簡書」の解釈に取り入れたと思われる。

その三 小雅・魚藻之什・都人士篇第一章「行歸于周 萬民所望」（行ひ周に歸す 萬民の望む所）の毛伝と襄公二四（前五五九）年の君子による引用との関係。特に、「行歸于周」の解釈について。

① 小雅・魚藻之什・都人士篇第一章の詩句とその原義的解釈

彼都人士 狐裘黃黃

其容不改 出言有章

行歸于周 萬民所望

『新釈漢文大系』の『詩経 下』都人士篇（篠田幸夫執筆）の通釈によれば、第一章の意味は「雅やかな若人、狐の裘、煌煌と輝く。そのあてすがたはいつも変わらず、言葉には艶がある。行いは常に誠実で、皆の仰ぎ見る人」となっている。朱熹の『詩集伝』では「都」を「王都」、「周」を「鎬京」ととっている。「都」を王都ととって、「彼都人士」を「あの周の都の人」と解しても一応意味は通るが、「都」を「みやびな」の意ととって、「あのみやびやかな人」と解する方が詩篇全体の解釈としては自然だと思われる。また、周という文字の持つ歴史性から、周を王朝名や国名、地名と解釈してしまいがちだが、『簡明古漢語字典』¹³にあるように、「周」には誠、誠心という意味もある。都人士篇第一章における「周」の解釈としては「誠実」と捉えるのが最も自然であると思われる。ただし、ここで言う「誠実」は支配層の人物が国家や国君との関わりにおいて誠実であること、別の表現で言えば国家や国君に対して忠実であることという意味ではなく、庶民層の人物が日常生活の中で出会う人との交流において誠実であるということの意味している。

②『左伝』襄公一四年の君子による引用

楚子囊還自伐呉、卒。將死、遺言謂子庚、必城郢。君子謂、子囊忠。君薨不忘增其名。將死、不忘衛社稷。可不謂忠乎。忠、民之望也。詩曰、行歸于周。萬民所望、忠也。

楚の重臣であつた子囊の死に際しての君子論評である。君子は子囊が忠義者であることを「忠は、民の望なり。詩に曰く、行ひ周に歸す。萬民の望む所、とは忠なり」と言つて稱賛したのである。君子は「周」の意味をここでは支配階級に属する人物が備えていべき国家、国君への「忠」であると受け止めている。

③毛伝への反映

まず、都人士篇第一章の初句「彼都人士」に付けられた毛伝を見る。鄭箋は省略する。

〈傳〉彼、彼明王也。

この伝により、都人士篇の主人公は古の明王のそば近くに居るほどの人物であると毛伝の作者が考えていることがわかる。

次に、「行歸于周、萬民所望」に付けられた毛伝と鄭箋を見てみよう。

〈傳〉周、忠信也。

〈箋〉于、於也。都人之士所行、要歸於忠信。其餘萬民寡識者、咸瞻望而法働之。

伝には「周は忠信である」と書かれている。「忠信」という徳目は、「忠誠」という言葉からも分かる通り、この詩句の通常の理解から導き出される「誠実」という徳目と似た概念であるが、毛伝の作者がここで言う「忠信」は古の明王のそば近くに居るような、万民の模範となるべき人物の国家や国君に対する忠信であると思われる。この考えと共に

通の基盤に立っていたのが『左伝』襄公一四年において「行歸于周 萬民所望」を引用した君子の解釈であり、『左伝』のこの箇所を毛伝の作者は都人士篇第一章の「行歸于周 萬民所望」を注釈する際に参照したものと思われる。

以上、三つの例をあげた。いずれの例においても、『左伝』における「詩」の引用に際して引詩者は詩句の原義から大きく離れた独自の解釈を行っている。それと同じように、毛伝も詩句の原義的解釈とは異なる注釈になっている場合があり、しかもその内容は『左伝』における引詩者独自の解釈の内容と共通性を有する。このことから、『左伝』における引詩者の解釈が毛伝の注釈内容に影響を与えていること、毛伝側から見れば、毛伝の注釈内容が『左伝』における引詩者の独自の解釈を取り込んでいけると言うことができると思われる。

以下、古注を重視した注釈を行っている清原宣賢『毛詩抄』により、右に取り上げた三つの例について、『左伝』における引詩者解釈と毛伝の關係及び『毛詩抄』への『左伝』における引詩者解釈の影響を確認することとしたい。

三、『左伝』の引詩が清原宣賢『毛詩抄』に与えた影響

『毛詩』を解釈する上で長らく権威を持ち続けたのは、毛伝・鄭箋・孔疏である。『毛詩』は日本においても清原家などの博士家を中心に研究が積み重ねられたが、その指針となつたのはこの古注である。してみれば、古注、とりわけその基礎をなす毛伝に大きな影響を与えた『左伝』における「詩」の引用者による解釈が我が国の『毛詩』の注

積にも影響を及ぼしているものと思われる。ここでは、『毛詩』注釈の抄物である清原宣賢の『毛詩抄』に見られる『左伝』における「詩」の引用者解釈の影響を見ることにしたい。

なお、『毛詩抄』の引用に際しては、注釈部分のみを適宜示すにとどめ、詩篇の原文や訓みくだし及びふりがなは省略した。

i 国風・周南・卷耳篇第一章の注釈⁽¹⁴⁾

卷耳篇第一章の「嗟我懷人 寘彼周行」について、『毛詩抄』は次のように注釈する。

嗟我——あ、とたんじて、賢人を官にあげいかしと思はるゝぞ。人は賢人ぞ。周は周の世、行は列位にをきたいと云ぞ。我は后妃に我ぞ。近注には周はくまぞ。行は道ぞ。道のくまぞ。詩にはかいさまに云ぞ。心に君子の事を思ふ程に、道のくまにをくぞ。その時はをかぬでは有まいぞ。をくとよまうぞ。襄十五年傳にこ、
を引て、注に能官人也、としたぞ。

この注釈の前半、「嗟我」から「我は后妃に我ぞ。」までは卷耳篇の序に付けられた鄭箋、第一章に付けられた毛伝と同じである。「賢人を官にあげいかしと思はるゝぞ。人は賢人ぞ。周は周の世、行は列位にをきたいと云ぞ。」は毛伝の直訳というほどではないが、おおむね毛伝を引き写している。本稿二、その一③で述べたように、毛伝のこの部分は『左伝』襄公一五年における君子による「詩」の引用箇所中の君子の独自解釈を取り込んでおり、『毛詩抄』は間接的に『左伝』の記述を取り入れることになる。ただし、注釈の後半、すなわち「近注には」から「をくとよまうぞ」までは朱熹の新注を取り入れている。思うに、卷耳篇第一章を古注に従って解釈するのは無理がある

と感じて、ここでは原義的な読み方に近い新注をほぼ古注と同じ長さになるように工夫して記したのではないだろうか。新注を紹介した後で、「襄十五年傳にこ、を引て、注に能官人也、としたぞ。」とあるので、この箇所は『左伝』襄公一五年の君子引用まで遡ることに気付いていたと思われるが、単に指摘するのみで深い考察はしていない。

ii 小雅・鹿鳴之什・出車篇第四章の注釈⁽¹⁵⁾

出車篇第四章の「豈不懷歸 畏此簡書」について、『毛詩抄』は次のように注釈する。

豈不——こ、はこしらへた朔方の城までは、かへつたれ共、古郷へはかへらぬぞ。打すて、にげ去てもかへりたけれ共、えかへらぬ事があるよ。天子の簡書の命を、をそろしう思ほどに、えかへらぬぞ。たちまちに罪過せられうほどにぞ。古には紙がなうて、竹にかくほどに、簡書と云ぞ、かう云も、かう辛勞したとねざらはるゝ心ぞ。注、隣國をばすくう物ちや程に、御教書などをなさるゝ心ぞ。

この注釈では、簡書を天子の命令を書いた簡と捉え、かつ、古は紙がなかったたので、竹簡に文字を書いたたので簡書という、と説明している。この説明は、『毛詩正義』における出車篇の簡書に付せられた伝に対する疏に「古者無紙、有事書之於簡、謂之簡書」とあるのを引き写したものと推測される。毛伝の「告げぶみ」説とは異なっており、「出車」の簡書の意味を原義的に理解したものと見える。

「豈不懷歸 畏此簡書」全体については、ふるさとに帰りたいが簡書に書かれた天子の命令を恐ろしく思っている、それを打ちすてて逃げ帰ることはできないという意味であると解しており、原義に沿っ

た解釈と言えよう。ところが、「注、隣國をばすくう物ぢや程に、御教書などをなさる、心ぞ」という、いわば言わずもがなの注釈が出てくる。これは、「注」とあることから分かるように、『毛詩正義』ではこのように注釈しているという意味で、「隣國をばすくう物ぢや程に、御教書などをなさる」は毛伝の「隣國有急、以簡書相告、則奔命救之」を指していると思われる。

簡書を「天子の命令を書いた簡」と解釈するなど詩句を概ね原義に忠実に注釈していたにもかかわらず、その末尾において毛伝に配慮して考えの異なる注を加えたためにかえって分かりにくくなっている。この分かりにくくした部分は元々は『左伝』閔公元年の齊の管敬仲による「詩」の引用中の独自解釈に由来するのである

iii 小雅・魚藻之什・都人士篇第一章の注釈¹⁶⁾

都人士篇の主人公を『毛詩抄』がどのように見ているかについては、都人士篇の序の注釈で触れられているので、まずそこを見ておくことにする。

古——上にいて民のかしらたる者は、ちやつと物をきかへつなどはせぬぞ。いつも同じものぞ。……我身をと、のへて下民を治られば、民も徳を二三にせぬで候ぞ。従容——こそ、民の徳の一ある処よぞ。さうでない処を傷で此詩を作たぞ。……

これは『毛詩』の序の作者の見方でもあるが、『毛詩抄』はこれを受け継いで「上にいて民のかしらたる者」を都人士篇の主人公と見ているようだ。民のかしらたる者は衣服を整え、万民の模範とならなければならぬというのがこの詩篇の主題であると捉えている。この主人公像は、前述したように『左伝』襄公一四年の君子による引詩にお

ける独自の解釈に行き着くのである。

都人士篇第一章の「行歸于周 萬民所望」の注釈は次の通りである。行歸——周は忠信也と注したぞ。都人士の行迹は、忠あり信ある事ならではせぬぞ。去程に、万民が此人を望で、此人を手本にせいでとは云ぞ。

この注釈の中で、「周」については、「周は忠信也と注したぞ」として、毛伝の説をそのまま載せている。「注したぞ」というところに、自分の考えは違うが毛伝の解釈がこうなのでその通り載せるといふ口吻が感じられる。『毛詩抄』の講述者の考えはこれと違っていたのかも知れない。いずれにしても、「周は忠信也」という解釈も『左伝』襄公一四年の君子による引詩時の解釈を受け継いでいると思われる。

まとめ

『左伝』が「詩」を利用したことはよく知られている。それは詩句の引用という形になって現れるが、その際、引用者がつけた恣意的とも言える解釈が「詩」の注釈に影響を与えることになった。影響が及んだ範囲は毛伝・詩序・鄭箋・孔疏にとどまらない。わが国における『毛詩』注釈の抄物である『毛詩抄』にも影響を与えている。この論文では、主として『左伝』における「詩」の引用者による解釈が毛伝に影響を及ぼしている例をあげ、さらに日本の『毛詩抄』にも反映していることに触れた。

このことは毛伝の側から見れば、『左伝』における「詩」の引用箇所中の引詩者による解釈を取り込んだということになるが、この引詩

者解釈は毛伝の作者にとつて使い勝手のよいものだったようだ。すなわち、藪敏裕氏の『詩経』征役詩解釈から見た『毛傳』の訓詁態度¹⁾他の論文に見られるように、毛伝の訓詁態度には単なる注釈の枠を越えた一種の政治的な思想性を含んでいるが、思想性を表出するための材料として『左伝』における詩句の引用者解釈は恰好のものであった。たとえば、『左伝』襄公一五年の記事に引用された国風・周南・卷耳篇は、原義に沿って読めば、征役に取られた男性の無事を祈って女性があはこべ草を摘み、それを周都に通じる道（それは征役に赴く道でもある）に供えるという、我が国の古代歌謡になぞらえれば防人の妻の歌に相当する詩篇なのであるが、『左伝』襄公一五年の記事の中でこの詩篇を引用した君子はこの詩篇の中の「周行」という詩句を周の朝廷の官人の列位と解釈し、国家にとつて重要なことは役人への官位の授与を適切に行うことであるという主張を展開する。君子によるこの独自の解釈を今度は毛伝が取り込み、『毛詩』の原義的解釈から外れた注釈を行うのである。そしてこの傾向は毛伝に続く詩序、鄭箋、孔疏に引き継がれる。

このような例に見られるように、毛伝には、藪氏の指摘の通り、政治的な思想性が含まれるものがあることは疑いがない。ではいかなる政治的な思想性か。それは国家を優先すること、礼を重視すること、大国の威信を守ること、忠臣という徳目を庶民層にまで浸透させることなどであり、この政治的な思想性に沿うように詩篇・詩句の解釈を曲げることを厭わなかったのである。

このように、毛伝の解釈は訓詁学の本来の在り方から外れるところがあるが、その基盤を提供したのはこれと同じことをすで行って

た『左伝』における「詩」の引用者解釈であった。『左伝』における引詩者の独自の解釈が毛伝の注釈を独特なものとする上で大きな力を発揮したのであり、その影響は中国におけるその後の『毛詩』注釈ばかりか我が国の『毛詩抄』にも及んだのである。

この論文では、『左伝』における「詩」の引用者解釈が詩序・鄭箋・孔疏にどのように反映しているかについては、余り触れることができなかつた。今後の研究課題にしたい。また、日本の『毛詩抄』及び他の『毛詩』注釈が中国のいかなる『毛詩』注釈を利用しているかについても見ていきたい。

注

(1) 『春秋左氏伝』の引用は、鎌田正『春秋左氏伝 一・二・三・四』（『新釈漢文大系』第三〇巻）第三三巻、明治書院、一九七一年、一九七四年、一九七七年、一九八一年）により、阮元校刻『十三經注疏 四』（中華書局、二〇〇九年）所収の『春秋左傳正義』及び十三經注疏整理委員会『十三經注疏整理本 一六～一九 春秋左傳正義』（北京大學出版社、二〇〇〇年）を参照した。訓みくだしは新釈漢文大系本による。

(2) 『毛詩』の引用は、石川忠久『詩経 上・中・下』（『新釈漢文大系』第一一〇巻）第一一二巻、明治書院、一九九七年、一九九八年、二〇〇〇年）により、阮元校刻『十三經注疏 一』（中華書局、二〇〇九年）所収の『毛詩正義』及び十三經注疏整理委員会『十三經注疏整理本 毛詩正義 四・五・六』（北京大學出版社、二〇〇〇年）を参照した。詩句本文の訓みくだしは新釈漢文大系本による。

(3) 崔述『崔東壁先生遺書』（陳氏遺經樓原版、清・一八二四年、日本・史學會重刊、一九〇三年、一一頁）

(4) 布村清太郎『春秋左氏伝中の詩について』（『富山工業高等専門学校紀要』一卷、一九六七年三月、一頁～三六頁）

(5) 『斯文』一〇二号(一九九四年三月、三八頁～五五頁)

(6) 石川忠久『詩経 中』(『新釈漢文大系』第一一一卷、明治書院、一九九八年、二〇頁～二三頁、牧角悦子執筆)

(7) 藪氏は毛伝「鹽不攻緻也」に対する孔疏「是鹽爲不攻牢不堅緻之意也」により、毛伝の「不攻緻」は「堅固でない」の意、従って毛伝による「王事靡盬」の捉え方は「王事が堅固でないことはない」、「私には王事が差し迫っている。これをしっかりとつかりしないわけにはいかない」、「王事をゆるがせにすることはできない」という意味になると説明する。

(8) 「王事靡盬」について、石川忠久『詩経 中』(前掲、二〇頁～二三頁、牧角悦子執筆)の唐風・鴉羽篇の解説は、「王事靡盬」には「王事盪もろきこと靡し」と訓ずる読み方と「王事盪むこと靡し」と訓ずる読み方とがあるとし、後者を是とする。

(9) 藪氏は毛伝の訓詁態度について他にも論文を有する。「王事靡盬」解釈から見た『毛傳』の訓詁態度」(『岩手大学教育学部研究年報』第五二巻第三号、一九九三年三月、四三頁～五二頁)、「詩経」施岳澗篇解から見た『毛傳』の訓詁態度」(『岩手大学教育学部研究年報』第五三巻第一号、一九九三年一月、一〇頁～二〇頁)

(10) 例として、国風・召南・采芣篇第一章の「于以采芣 于沼于沚」に付けられた毛伝に「公侯夫人執芣菜以助祭、神饗德與信、不求備焉、沼沚溪澗之草、猶可以薦。王后則苜菜也」とあるが、これは隠公三年の君子評言「苟有明信、澗谿沼沚之毛、蘋蘩蕪藻之菜、筐筥錡釜之器、潢汙行潦之水、可薦於鬼神、可羞於王公。而況君子結二國之信、行之以禮、又焉用質。風有采芣・采蘋、雅有行葦・洞酌、昭忠臣也」の中の傍線箇所を少し形を変えて取り入れたものと思われる。毛伝の「公侯」から「苜菜」に付けられた孔疏に「左傳曰、苟有明信、澗谿沼沚之毛、可薦於鬼神。彼言毛、此傳言草、皆菜也」とあるのは、この箇所の毛伝が『左傳』の記事を取り入れたことを前提にしていると解される。

また、澤田多喜男『三家詩』と毛傳考察」(『東洋古典学研究』第一三集、二〇〇二年五月、一頁～二〇頁)は国風・邶風・二子乘舟篇の「二子乘舟 汎汎其景」の毛伝について、孔疏が「其言與桓十六年左氏傳小異而大同也」と言っていることを引き、「ここに見える毛傳は、少なくとも『左

氏傳』乃至その源泉となる資料を見たのでなければ、書けないものであることは推察に難くない」とする。

(11) 「毛伝」は阮元校刻『十三經注疏 二』所収の『毛詩正義』及び十三經注疏整理委員会『十三經注疏整理本四』六『毛詩正義』による。

(12) 中華書局、一九八一年、二五六頁

(13) 彭高琳責任編輯『簡明古漢語辭典』(四川人民出版社、一九八六年)

(14) 清原宣賢講述、倉石武四郎・小川環樹校訂『毛詩抄 詩経 一』(岩波書店、一九九六年、三九頁～四四頁)

(15) 清原宣賢講述、倉石武四郎・小川環樹校訂『毛詩抄 詩経 二』(岩波書店、一九九六年、三一頁～三二頁)

(16) 清原宣賢講述、小川環樹・木田章義校訂『毛詩抄 詩経 三』(岩波書店、一九九六年、三〇一頁～三〇七頁)

(よしだ けんいち／日本近世文学)

